

協会けんぽに関するQ&A

Q1. 協会の行う業務は？


- ▶ 全国健康保険協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト(診療報酬明細書)の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。
- ▶ なお、健康保険への加入や保険料の納付の手続については、従来と同様、社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて、厚生年金の手続とあわせて行います。(ただし、会社を退職後も継続して任意で加入される方(任意継続被保険者)の手続は、協会で行います。)

Q2. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

- ▶ 健康保険の加入や保険料の納付の手続は、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。
- ▶ 傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の各都道府県支部で行いますが、職員の巡回等により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討中です。具体的な窓口の取扱いについては、今後、各種広報を通じてお知らせをしていきます。なお、健康保険の申請や届出は、来所していただくなくとも、郵送で行うことができます。

Q3. 保険料はどうなるの？

- ▶ 本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。
- ▶ なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、シンボルマーク()とともに、公募により選定されました。